

15:26 受

1/7

様式0-1(1/2)

## 応急措置の概要 (原子炉施設)

(第21146報)

2020年 5月 24日 15時 10分

内閣総理大臣, 原子力規制委員会, 福島県知事, 大熊町長, 双葉町長 殿

## 第25条報告

報告者名 東京電力ホールディングス株式会社  
 福島第一廃炉推進カンパニー  
 福島第一原子力発電所  
 原子力防災管理者 磯貝 智彦  
 連絡先 0240-30-9301

原子力災害対策特別措置法第25条第2項の規定に基づき、応急措置の概要を以下の通り報告します。

原子力事業所の名称及び場所	福島第一原子力発電所 福島県双葉郡大熊町大字夫沢字北原22
特定事象の発生箇所(注1)	福島第一原子力発電所
特定事象の発生時刻(注1)	2011年(平成23年)3月11日 16時36分(24時間表示)
特定事象の種類(注1)	非常用炉心冷却装置注水不能 (原災法政令第6条第4項第4号, 省令第21条第1項ロ) (対応日時, 対応の概要) プラント関連パラメータ、タンクエリアパトロール結果等について、下記の通りお知らせいたします。
発生事象と対応の概要(注2)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・プラント関連パラメータ [5月24日11時00分現在]</li> <li>・集中廃棄物処理施設周辺 サブドレン水核種分析結果 [採取日 5月23日]</li> <li>・福島第一原子力発電所構内排水路分析結果 [採取日 5月23日]</li> <li>・福島第一港湾内、放水口付近、護岸の詳細分析結果 護岸地下水 [採取日 5月20日]</li> <li>・福島第一港湾内、放水口付近、護岸の詳細分析結果 海水 [採取日 5月23日]</li> <li>・発電所敷地内におけるモニタリング結果について、前回のお知らせから有意な変動はありません。</li> <li>・タンクエリアパトロール及び汚染水タンク水位計による常時監視において、漏えい等の異常はありません。</li> <li>・建屋滞留水の移送状況について、パトロール及び警報監視において、漏えい等の異常は確認されません。</li> </ul> <p>サブドレン他水処理施設一時貯水タンクCの当社及び第三者機関による分析結果については、共に運用目標値を満足していたことから、5月25日に排水を実施します。      排水開始・終了の実績については、別途お知らせします。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・福島第一原子力発電所 サブドレン・地下水ドレン浄化水の分析結果 [採取日 5月20日]</li> </ul> <p>【公表区分：その他】</p> <p>※添付の有・無</p>
その他の事項の対応(注3)	なし

備考 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

(注1) 最初に発生した警戒事態該当事象の発生箇所、発生時刻、種類について記載する。

(注2) 設備機器の状況、故障機器の応急復旧、拡大防止措置等の時刻、場所、内容について発生時刻順に記載する。

(注3) 緊急時対策本部の設置状況、被ばく患者発生状況等について記載する。



3/7

2020年5月24日

集中廃棄物処理施設周辺 サブドレン水核種分析結果

I-131 [Bq/L]

Table with 20 columns (5/3 to 5/23) and 10 rows of data for I-131 concentration measurements at various locations.

Cs-134 [Bq/L]

Table with 20 columns (5/3 to 5/23) and 10 rows of data for Cs-134 concentration measurements at various locations.

Cs-137 [Bq/L]

Table with 20 columns (5/3 to 5/23) and 10 rows of data for Cs-137 concentration measurements at various locations.

- <測定箇所>
①4号/8建屋南東
②プロセス主建屋北東
③プロセス主建屋南東
④プロセス主建屋南西
⑤焼固体廃棄物減容処理建屋南
⑥サイトハンカ建屋南西
⑦焼却工作建屋西側
⑧焼固体廃棄物減容処理建屋北
⑨サイトハンカ建屋南東

\*I-131はサンプリング測定を要していないことを示す。
\*⑥は④が採取不可となったため、地下水流の上流側として選定し、選1回程度の頻度で測定(2011/4/29~)
\*⑦は地下水流の下流側であることから、追加で測定(2011/5/28~)
\*⑧を追加で測定(2011/5/30~)
\*⑨を追加で測定(2011/8/2~)
\*⑩は検出限界未満を要し、( ) 内に検出限界値を示す。

4/7

2020年5月24日  
東京電力ホールディングス株式会社  
福島第一原子力発電所推進カンパニー

# 福島第一原子力発電所構内排水路分析結果

単位: Bq/L

		A排水路		物揚場排水路	
採取日		5月22日	5月23日	5月22日	5月23日
採取時刻		7:45	7:45	7:50	7:50
降雨量(mm/日)		2.5	15	2.5	15
流量(m <sup>3</sup> /秒)		解析中	解析中	解析中	解析中
Cs-134(約2年)		ND(0.84)	ND(0.68)	ND(0.87)	ND(0.80)
Cs-137(約30年)		5.1	2.5	2.8	5.3
全β		7.1	4.1	ND(2.8)	10
H-3(約12年)		-	-	-	-

単位: Bq/L

		K排水路		BC排水路	
採取日		5月22日	5月23日	5月22日	5月23日
採取時刻		6:00	6:00	6:00	6:00
降雨量(mm/日)		2.5	15	2.5	15
流量(m <sup>3</sup> /秒)		解析中	解析中	解析中	解析中
Cs-134(約2年)		1.4	1.4	ND(0.50)	ND(0.79)
Cs-137(約30年)		26	38	ND(0.73)	ND(0.84)
全β		41	51	4.0	ND(3.6)
H-3(約12年)		-	-	-	-

\* 本枠内が今回公表データ。他は5月23日までにお知らせ済み。

\* 測定対象外の項目は「-」と記す。

\* NDは検出限界値未満を表し、( )内に検出限界値を示す。

2020年5月24日  
東京電力ホールディングス株式会社  
福島第一廃炉推進カンパニー

# 福島第一港湾内、放水口付近、護岸の詳細分析結果(1/2)護岸地下水

単位: Bq/L (塩素除く)

採取日	地下水観測孔 No.0-1	地下水観測孔 No.0-1-2	地下水観測孔 No.0-2	地下水観測孔 No.0-3-1	地下水観測孔 No.0-3-2	地下水観測孔 No.0-4	地下水観測孔 No.1	地下水観測孔 No.1-6	地下水観測孔 No.1-8	地下水観測孔 No.1-9(注)	地下水観測孔 No.1-11	地下水観測孔 No.1-12	地下水観測孔 No.1-14	地下水観測孔 No.1-16	地下水観測孔 No.1-17
採取時刻															
塩素(単位: ppm)															
Cs-134(約2年)															
Cs-137(約30年)															
その他															
γ															
全β															
H-3(約12年)															
Sr-90(約29年)															

採取日	地下水観測孔 No.2	地下水観測孔 No.2-2	地下水観測孔 No.2-3	地下水観測孔 No.2-5(注)	地下水観測孔 No.2-6	地下水観測孔 No.2-7	地下水観測孔 No.2-8	地下水観測孔 No.3	地下水観測孔 No.3-2	地下水観測孔 No.3-3	地下水観測孔 No.3-4	地下水観測孔 No.3-5(注)	地下水観測孔 No.3-5(注)	3,4号掘 改修ウエル 汲み上げ水
採取時刻						5月20日								
塩素(単位: ppm)						7:40								
Cs-134(約2年)						480								
Cs-137(約30年)						ND(0.25)								
その他						0.80								
γ														
全β						390								
H-3(約12年)						640								
Sr-90(約29年)														

\* 太枠内が今回公表データ。他は5月21日にお知らせ済み。  
 \* NDは検出限界値未満を表し、「その他γ」を除き( )内に検出限界値を示す。  
 \* 測定対象外の項目は「-」と記す。また、「その他γ」は検出されたときに記す。  
 (注) No.1-9, 2-5, 3-5は、採水器による採取であるため、γ測定は実施せず。全βは参考値としてろ過後に測定。

6/7

# 福島第一港湾内、放水口付近、護岸の詳細分析結果(2/2)海水

単位: Bq/L

	福島第一 5.6号機 放水口北側 (T-1)	福島第一 6号機 取水口前	福島第一 物揚場前	福島第一 1~4号機 取水口内北側 (東浜防堤北側)	福島第一 1~4号機 取水口内南側 (遮水壁前)	福島第一 南放水口 付近 (T-2)	福島第一 港湾口	福島第一 港湾内 東側	※ 告示濃度 限度	WHO飲料水 水質ガイドライン
採取日	5月23日	5月23日	5月23日	5月23日	5月23日	5月23日	5月23日	5月23日		
採取時刻	8:00	7:55	7:40	7:20	7:25	7:00	7:14	7:11		
Cs-134 (約2年)	ND(0.70)	ND(0.45)	ND(0.50)	ND(0.36)	0.61	ND(0.48)	ND(0.51)	ND(0.28)	60	10
Cs-137 (約30年)	ND(0.76)	ND(0.48)	ND(0.46)	4.2	16	ND(0.71)	ND(0.54)	0.80	90	10
全β	—	12	16	ND(11)	19	11	ND(13)	ND(13)		
H-3 (約12年)	—	—	—	—	—	—	—	—	60,000	10,000
Sr-90 (約29年)	—	—	—	—	—	—	—	—	30	10

単位: Bq/L

	福島第一 港湾内 西側	福島第一 港湾内 北側	福島第一 港湾内 南側	福島第一 港湾中央	福島第一 北防波堤 北側 (T-0-1)	福島第一 港湾口 北東側 (T-0-1A)	福島第一 港湾口 東側 (T-0-2)	福島第一 港湾口 南東側 (T-0-3A)	福島第一 南防波堤 南側 (T-0-3)	※ 告示濃度 限度	WHO飲料水 水質ガイドライン
採取日	5月23日	5月23日	5月23日	5月23日	5月23日	5月23日	5月23日	5月23日	5月23日		
採取時刻	7:06	7:04	7:17	7:08	7:08	7:08	7:08	7:08	7:08		
Cs-134 (約2年)	ND(0.28)	ND(0.25)	ND(0.25)	ND(0.48)	ND(0.48)	ND(0.48)	ND(0.48)	ND(0.48)	ND(0.48)	60	10
Cs-137 (約30年)	0.70	0.60	0.64	0.90	0.90	0.90	0.90	0.90	90	10	
全β	ND(13)	15	ND(13)	ND(13)	ND(13)	ND(13)	ND(13)	ND(13)	ND(13)	60,000	10,000
H-3 (約12年)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	30	10
Sr-90 (約29年)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	30	10

\* NDは検出限界値未満を、( )内に検出限界値を示す。

\* 測定対象外の項目は「—」と記す。

\* 物揚場前は、シルトフェンス開閉を行った日は開閉実施後にもサンプリングを実施。

※ 東京電力株式会社福島第一原子力発電所原子炉施設の保安及び特定核燃料物質の防護に関する規則に定める告示濃度限度  
(別表第1第六欄:周辺監視区域外の水中の濃度限度[本表では、Bq/cm<sup>3</sup>の表記をBq/Lに換算した値を記載])

7/9

2020年5月24日  
東京電力ホールディングス株式会社  
福島第一廃炉推進カンパニー

# 福島第一原子力発電所 サブドレン・地下水ドレン浄化水の分析結果

単位: Bq/L

一時貯水タンク・C (サンプルタンク C)	運用目標	告示濃度 ※1 限度	WHO飲料水 水質ガイドライン
東京電力 第三者機関			
採取日 2020年5月20日	2020年5月20日		
採取時刻 7:51	7:51		
貯水量 [m <sup>3</sup> ] 690	690		
セシウム134 ND(0.63)	ND(0.57)	60	10
セシウム137 ND(0.58)	ND(0.66)	90	10
その他 ガンマ核種	検出なし		
全ベータ ND(0.65)	0.42		
トリチウム 880	930	50,000	10,000

\* 第三者機関: 東北緑化環境保全株式会社

\* NDは検出限界値未満を表し、( )内に検出限界値を示す。

(注) 運用目標の全ベータについては、10日に1回程度の分析では、検出限界値を 1 Bq/Lに下げて実施。

※1 東京電力株式会社福島第一原子力発電所原子炉施設の保安及び特定核燃料物質の防護に関する規則に定める告示濃度限度  
(別表第1 第六欄: 周辺監視区域外の水中の濃度限度[本表では、Bq/cm<sup>3</sup>の表記をBq/Lに換算した値を記載])

※2 セシウム134、セシウム137の検出限界値「1Bq/L未満」を確認する測定にて検出されないこと(天然核種を除く)。

15:26受

1/2

様式0-1(1/2)

## 応急措置の概要(原子炉施設)

(第21147報)

2020年 5月 24日 15時 10分

内閣総理大臣, 原子力規制委員会, 福島県知事, 大熊町長, 双葉町長 殿

## 第25条報告

報告者名 東京電力ホールディングス株式会社  
 福島第一廃炉推進カンパニー  
 福島第一原子力発電所  
 原子力防災管理者 磯貝 智彦

連絡先 0240-30-9301

原子力災害対策特別措置法第25条第2項の規定に基づき、応急措置の概要を以下の通り報告します。

原子力事業所の名称及び場所	福島第一原子力発電所 福島県双葉郡大熊町大字夫沢字北原22
特定事象の発生箇所(注1)	福島第一原子力発電所
特定事象の発生時刻(注1)	2011年(平成23年)3月11日 16時36分(24時間表示)
特定事象の種類(注1)	非常用炉心冷却装置注水不能 (原災法政令第6条第4項第4号, 省令第21条第1項口)
発生事象と対応の概要(注2)	<p>(対応日時, 対応の概要)</p> <p>第8137報他でお知らせした、1号機放水路上流側立坑においてCs-137の濃度が上昇した事象、及び第10182報他でお知らせした、2号機放水路上流側立坑において全ベータ放射能及びトリチウム濃度が上昇した事象について、1号機及び2号機放水路上立坑水の分析を実施しましたので、以下のとおり報告します。</p> <p>・福島第一原子力発電所構内1号機、2号機放水路サンプリング結果        [採取日 5月22日]</p> <p>今回の分析結果については、至近の分析結果と比較して有意な変動はありませんでした。今後も監視を継続していきます。</p> <p>【公表区分：その他】</p> <p>※添付の有・無</p>
その他の事項の対応(注3)	なし

備考 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

(注1) 最初に発生した警戒事態該当事象の発生箇所、発生時刻、種類について記載する。

(注2) 設備機器の状況、故障機器の応急復旧、拡大防止措置等の時刻、場所、内容について発生時刻順に記載する。

(注3) 緊急時対策本部の設置状況、被ばく患者発生状況等について記載する。

2020年5月24日  
東京電力ホールディングス株式会社  
福島第一廃炉推進カンパニー

### 福島第一原子力発電所構内1号機、2号機放水路サンプリング結果

単位:Bq/L

	1号機放水路立坑水		2号機放水路立坑水	
	上流側	下流側	上流側	下流側
採取日	5月22日	5月22日	5月22日	5月22日
採取時刻	6:51	7:06	6:57	7:09
Cs-134(約2年)	53	42	55	ND(6.1)
Cs-137(約30年)	950	800	1,200	50
全β	1,100	2,200	1,500	60
H-3(約12年)	ND(120)	300	ND(120)	ND(120)

\* NDは検出限界値未満を表し、( )内に検出限界値を示す。